

◎入札による市有地売払いの留意点

1 「一般競争入札による市有地売払いのしおり」について

- (1)この「一般競争入札による市有地売払いのしおり」には、入札日時、入札に参加する手順、落札した場合の契約内容、物件調書等、入札にあたって必要なことが記載されています。**入札に参加する前によくお読みください。**
- (2)物件調書の記載事項については、調査時点における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。また、図面についても、現状と異なる場合がありますのであらかじめご了承ください。

2 入札物件について

- (1)**入札物件はすべて現況引渡しです。**入札物件には、当該土地上のすべての工作物、設置物（フェンス、木柵、擁壁、給排水施設、舗装、車止め等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況を優先し、**契約後の物件引渡しも現況有姿（あるがままのかたち）で行われます。**
- (2)入札物件に越境物がある場合についても、現況のままで引渡しとなります。**市では越境関係を解消するための交渉や手続きは行いません。契約後に越境関係が判明した場合でも同様です。**

＊越境とは、例えば、隣接地の建物の底が境界を越えて市有地上にかかっている場合や、逆に市有地上のフェンスが隣接地にかかっている場合等をさします。越境が目立つものの、明らかに視認できるものは物件調書に記載してありますが、樹木、草木の越境や容易に移設できるものの越境は記載してありません。また、調査時に判明していない越境がある場合もあります。

- (3)境界については、測量を既に実施し確定している物件もあれば、していない物件もあります。実施している物件については、隣接地との境界標は原則として設置済みですが、境界標が欠落している物件があります。
- (4)地盤調査については、実施しておりません。土地の利用方法によっては、地盤調査の上、改良工事が必要な場合があります。
- (5)入札及び売買契約の対象数量は登記簿数量です。所有権移転登記についても登記簿数量で行います。
- (6)現場説明等は実施しません。必ず事前に現地を確認していただくようお願いします。現場の確認の際は、周辺住民の方のご迷惑にならないよう次の点に特にご配慮願います。
 - ・みだりに隣接地に立ち入ったりしないようお願いします。
 - ・フェンス等の工作物を傷つけないようご注意ください。
 - ・違法駐車、迷惑駐車はしないようお願いします。

3 法令等による規制について

物件を使用するにあたっては、都市計画法、建築基準法、農地法等の各種法令等の規制を受けます。物件調書には、それぞれ物件ごとに法令等による規制についての概要が記載されていますが、具体的な規制内容や皆様の計画に見合った利用の可否について、**あらかじめご自身で関係各機関に照会する等して十分な確認をお願いします。**

4 供給処理施設について

各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。